

介護保険制度の抜本的改革を求める意見書

平成 12 年から実施された介護保険制度は、介護保険法第 1 条に「高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」と崇高な理念を掲げ、介護を社会で支える画期的なものとして全国で運営されてきた。

しかし、我が国の高齢化率は、平成 22 年に 23.1 パーセントとなり、世界に類を見ない水準、そして世界に例を見ない速さで進んでいる。

平成 22 年度国勢調査でも明らかになったように一段と少子高齢化が進展しており、加えて核家族化により一人暮らしの高齢者も大幅に増え、各自治体も介護予防活動や認知症対策等に積極的に取り組んでいるが、残念ながら地域コミュニティが崩壊していくというような現実がある。

併せて、介護給付に係る費用が伸び続け、地域で暮らす高齢者の生活に与える影響が大きくなると予想される。その結果、給付と負担のバランスをどのように確保するのかという根幹の問題は、保険者たる自治体にとって、その存立を脅かされる重大な問題となってきた。

よって国におかれては、介護保険に係わる財政の安定した運営、並びに地域に暮らす人々が将来に不安を持つことのないよう、持続可能な介護保険制度にしていくために、介護保険制度の抜本的な改革を行うよう、下記項目について強く要望する。

記

- 1 . 介護保険制度を安定的で持続可能なものとするため、国の負担を増やし、第 1 号被保険者負担率の軽減及び市町村負担率の軽減を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 21 日

日 田 市 議 会